

瑞浪市議会基本条例 逐条解説（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 市民と議会の関係（第4条・第5条）

第4章 議会と市長等執行機関の関係（第6条—第8条）

第5章 議会の機能の充実（第9条・第10条）

第6章 委員会の活動（第11条）

第7章 議員の政治倫理（第12条）

第8章 最高規範性と見直し手続（第13条・第14条）

附則

瑞浪市議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、住民自治をかなえる重要な機関である。

日本国憲法は、議事機関である議会の議員と執行機関である長を直接選挙で選ぶ、二代表制を地方公共団体の制度としており、議会と市長とは、対等の立場で、抑制と均衡を保ちながら、市民福祉の向上及び市勢の発展をめざすことが求められている。

瑞浪市議会は、この制度の下、議会及び議員の活動原則、市民と議会の関係、市長と議会との関係を明らかにし、行政に対する監視機能や政策立案能力を高めるとともに、公正性、倫理性の確保と市民に開かれた議会運営に努め、市民の負託に応えることを決意し、議会における最高規範として、ここに瑞浪市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、合議制の意思決定機関である議会及び議員の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、条例を制定する目的を定めたもので、条例全体の解釈・運用の指針となるものです。

この条例では、市議会と市議会議員の活動や市議会の運営に関する基本的事項を定め、それに沿って市議会が活動し、その役割や責務を果たすことにより、市全体の発展を目指すことを明文化しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、合議制の意思決定機関として議決責任を認識し、その役割を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公平性及び透明性を確保するため、積極的な情報公開を行い、市民に分かりやすく開かれた議会運営に努めること。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、独自の政策立案及び政策提案に取り組むこと。
- (3) 市民本位の立場から、市政運営に対する監視及び評価に努めること。

【解説】

議会が活動するに当たっての3つの基本的な原則を定めています。
議会は、市民の代表機関として、市民に開かれた分かりやすい議会運営を行います。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、市民の代表者として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を行うこと。
- (2) 法令を遵守し、自らの資質の向上に努め、政策立案及び評価能力向上のため調査研究活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部団体や地域に偏ることなく、市民全体の福祉の向上及び市勢の発展をめざして活動すること。

【解説】

議員が活動するに当たっての3つの基本的な原則を決めています。
選挙によって選ばれた市民の代表である議員は、その負託に応えるため、議員間の自由な討議を尊重し、市民の意見を把握するとともに、自己の能力を高める努力を続け、市民全体の福祉の向上を目指して活動しなければなりません。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報を積極的に公開し、透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則公開するものとする。

- 3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と捉え、その審議において請願者及び陳情者から発言の申し出があったときは、特別な事由がない限りこれを拒むことができない。
- 4 議会は、市民及び市民団体等の意見聴取の場を設け、市民全体の意向を把握するよう努めるものとする。

【解説】

議会の透明性を高め、市民への説明責任を果たすため、各種会議の公開と市民の意見を的確に反映する開かれた市議会を実現するために、市民及び市民団体等の意見聴取の場を設け、市民の意見を聞くことを規定しています。
※ 請願及び陳情とは、だれでも市議会に提出することができる国、県、市政についての意見や要望のことです。なお、請願、陳情をするには、会議規則などに基づく手続きが必要です。

(議会報告会)

第5条 議会は、市政の諸課題に対処するため、市政全般にわたって、市民と議員が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

【解説】

前条4項の「市民および市民団体等の意見の聴取の場」の一つとして、議会が自ら出向き直接市民に対して議会活動の状況を報告し、市政に関する情報を提供するとともに、市民の関心や意見を直接聴く貴重な機会として、年1回以上は議会報告会を開催することとしています。

第4章 議会と市長等執行機関の関係

(事務執行の監視)

第6条 議会は、市長等執行機関の有する権限を尊重しつつ、その権限に属する事務が公正かつ効率的に執行されているか監視するものとする。

- 2 議会は、前項の監視機能を高めるため、適切な事務検査、調査研究等を行うなど、研さんに努めるものとする。
- 3 議会は市長等執行機関が策定する政策、計画、施策又は事業について、議会が必要と認めた場合は、市長等執行機関に説明及び資料の提出を求めるものとする。

【解説】

市長等執行機関が公正かつ効率的に執行されているかを監視するとともに、これに対応できる議会の監査能力を高めるよう努めることを規定しています。また、重要な政策等の審議においては、必要に応じ市長等執行機関に対し説明及び資料の提出を求めることとしています。

(予算及び決算)

第7条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、分かりやすい事業別の説明及び資料の提出を市長に求めるものとする。

2 議会は、決算審査に当たって、市長等執行機関が執行した事業等の評価を行うものとする。

【解説】

予算や決算の審議において、市民の代表である議員の議会審議が深めやすいよう、市長に対し説明資料を求めることを規定しています。また、決算審査に当たっては主要事業等について事業評価を行うよう規定しています。

(議決事件)

第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に規定する条例で定める議会の議決すべきものは、市政運営上特に重要な基本構想並びにこれに基づく基本計画の策定及び変更又は廃止とする。

2 前項によるもののほか、議会が議決すべきものは別に条例で定める。

【解説】

地方自治法で定められている議会の議決事件として、第96条第1項で定める15項目以外に、第2項において、市政運営上重要な構想やこれに基づく計画等については、議会が議決すべき事件として規定しています。

また、その他の計画等で議会が特に必要と認めるものは、別に条例で定めることとしています。

第5章 議会の機能の充実

(会派)

第9条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、政策主体の主義主張を基本とした同一の理念を共有する議員集団として活動する。

【解説】

議会内で同じような考え方、意見を持っている議員同士で趣旨・目的を明確にして会派を結成することができます。会派は、政策立案及び提言のために必要な政務活動を行うとともに、政策決定等に際しては、会派間で調整を図り、議会活動の円滑な運営に努めることについて規定しています。

(自由討議)

第10条 議会は、合議制の意思決定機関として、その意思決定に当たっては議員間の公平で自由な議論を尽くすものとする。

【解説】

議会の会議において、議員間での論議を活発化させるよう努めることを規定しています。

第6章 委員会の活動

(委員会の活動)

第11条 委員会は、資料等を積極的に公開し、議案等の審査及びその所管に属する事務に関する調査の充実を図り、市民に対し分かりやすい議論を行うように努めるものとする。

2 委員会における所管事項の調査研究活動に当たっては、会期の内外にかかわらず積極的に行うよう努めるものとする。

【解説】

委員会の透明性を図り、委員会の活動に関して、その専門性を高めるとともに、年間を通して調査研究活動に努めることを規定しています。

第7章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第12条 議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚するとともに、自己の地位に基づく影響力を不正に行使して市民の疑惑を招く行動をしてはならない。

2 前項に掲げる議員の政治倫理に関する事項は、別に定めるところによる。

【解説】

市民の代表である議員は、高い倫理観に基づき、誠実かつ公正に職務を行い、品位と名誉を損なうことのないよう行動することを規定しています。

議員の倫理に関する具体的な事項は、「瑞浪市議会議員政治倫理要綱」並びに「政治倫理確立のための申し合わせ事項」に定めてあります。

第8章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第13条 この条例は、瑞浪市における議会の最高規範であって、議会は、議会に関するほかの条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例に反してはならない。

【解説】

本条例においては、議会における基本的事項を定めた最高規範として位置付けるとともに議会に関する他の条例等の制定改廃は「議会基本条例」との整合性を図り、その趣旨に反してはならないことを規定しています。

(見直し手続)

第14条 議会は、この条例の目的が達成されているかについて、議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

【解説】

この条例の目的が達成されているかの検証を不断に実施して、その結果を受けて必要な措置を講じることを規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。